

岡崎市地元企業優先調達に係る基本方針

1 目的

この方針は、岡崎市地元企業優先調達条例（以下、「条例」という。）の目的に則り、本市が公共調達を実施する際の基本方針について定めたものである。

2 適用対象

この基本方針は、本市が実施する公共調達（建設工事、委託業務、物品購入）を適用対象とする。

3 定義

(1) 市内業者

岡崎市内に本店を有する事業者及び市内に事務所又は事業所を有して事業を営む個人の事業者。なお、事業者には障がい者就労施設等を営む者も含む。

(2) 準市内業者

岡崎市外に本店を有する事業者のうち、岡崎市内に支社、支店、営業所等を有している事業者

(3) 市外業者

市内業者及び準市内業者以外の業者

4 実施方針

(1) 全般

ア 競争性を確保した上で、原則、岡崎市入札参加資格者名簿に登載された事業者から市内業者を選定する。

イ 競争性が確保できない又は技術的難易度が高い等の理由により、市内業者を対象とした公共調達ができない場合は、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大する。

ウ 調達についてはこれまでの実績に固執せず、市内業者の意欲的かつ幅広い分野での受注を促すため、技術力の向上など育成につながる発注に配慮する。

(2) 建設工事

ア 入札の競争性が確保できる場合は、市内業者の受注機会の拡大を図るために、分離・分割発注を実施する。

イ 受注者に対して、下請業者の選定や建設資材の購入にあたって市内業者を選定するよう、要請する。

ウ 総合評価落札方式を活用し、下請等の市内業者選定の動機付けとなる評価項目を検討・設定する。

エ 工事発注時期の平準化等に努めつつ、市内業者が対応できるよう適正な工期設定を行う。

(3) 委託業務

ア 市内業者の育成の観点から、事務の効率化やコスト縮減に配慮しつつ、市内業者の実績や技術者資格等を総合的に勘案した業務規模で発注を行う。

イ 市内業者が対応できる適切な発注時期及び履行期間の設定に配慮する。

ウ 受注者に対して、業務の再委託先は、可能な限り市内業者を選定するよう要請する。

エ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」）の趣旨を鑑み、市内の障がい者就労施設等の受注機会の確保に配慮する。

(4) 物品購入

ア メーカー指定又は代理店制度等により購入する物品の選定は極力避け、同等品等により、市内業者から幅広く調達できるよう配慮する。

イ 市のイベント等で使用する記念品等は、市内で生産・製造・加工等される物品を可能な限り選定し、調達する。

ウ 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画又はデザインと合わせて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。

エ 市内業者が対応できる適切な発注時期及び納期の設定に配慮する。

オ 障害者優先調達推進法の趣旨を鑑み、市内の障がい者就労施設等が提供可能な物品の特性を考慮しながら、調達の推進に配慮する。

5 協定等の取扱いについて

条例の対象とならない協定等についても条例の趣旨に鑑み、競争性を確保した上で、本方針に配慮するものとする。

6 留意事項

(1) 本方針は、市内業者の育成と地元経済の振興のために、市内業者の優先発注を意図したものであり、本市の公共調達から準市内業者又は市外業者の排除を目的としたものではない。

- (2) 地元企業優先調達の基本方針は維持しつつも、入札契約事務の適正な執行のため、競争性の確保、恣意性の排除及び事業者との癒着防止には特に留意しなければならない。
- (3) 本基本方針は、令和3年8月1日以降から適用する。